

労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の
様式を定める件の一部を改正する件（案）について（概要）

令和5年2月3日
厚生労働省労働基準局労災管理課

1. 改正の趣旨

- 休業（補償）等給付は、賃金を受けない日に支給されることとなっているところ、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）において、新たに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条第1項に部分算定日が設けられ、有給休暇等により現に平均賃金の60%未満の賃金が支払われている場合には、給付基礎日額から当該支払われた賃金を控除した額の60%を支給することとされている。
- 今般、迅速かつ正確な労災支給決定を図る観点から、休業補償等給付の請求人が賃金の60%未満の賃金が支払われている場合をより適切に把握できるよう、休業補償等給付の請求に当たって請求人が使用する様式の見直しを行う。
- あわせて、他の請求にかかる様式についても、負傷及び疾病の速やかな把握等迅速かつ正確な労災支給決定を図る観点から、所要の措置を講ずる。

2. 改正の概要

- 様式第8号（別紙2）及び様式第16号の6（別紙2）中の「一部休業日」を「部分算定日」に改める。
- 様式第5号（表面）に「㊸傷病性質（業）」欄を追加する。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第54条

4. 適用期日等

- 告示日：令和5年3月下旬（予定）
- 適用期日：令和5年4月1日